

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ページ
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (中小企業課)	36
訓 令	
○北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部を改正する訓令…………… (水産林務部総務課)	36
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	37
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 …………… (農業施設管理課)	37
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	37
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	37
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	37
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	38
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) ……………	38

規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第72号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則 (昭和42年北海道規則第157号) の一部を次のように改正する。

第3条第4号ア中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務 (産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

第3条の5中「年0.75パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

別表第2の2の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法 (平成5年法律第18号) 第20条第2項の規定により読み替えて準用する同法第5条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づいて実施する事業の用に供する施設」を削り、同表の10の項中「同条第9項」を「同条第11項」に、「同法第41条第2項」を「中心市街地活性化法第49条第2項」に、「に基づき」を「又は中心市街地活性化法第51条第2項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき」に改め、「であって、知事が定めるもの」を削り、同表の11の項中「同法第41条第2項」を「中心市街地活性化法第49条第2項」に、「に基づき」を「又は中心市街地活性化法第51条第2項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

訓 令

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道北洋漁業対策本部設置規程 (昭和61年北海道訓令第10号) の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 総合政策部長 」	を	「 総合政策部長 」	に、「総合政
------------------	---	------------------	--------

策部地域主権・行政局市町村課長」を「総合政策部総務課長」に、「総合政策部総務課長」を「総合政策部人口減少問題対策局地域戦略課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年7月24日から施行し、この訓令による改正後の北海道北洋漁業対策本部設置規程別表第1の規定は、同月1日から適用する。

告 示

北海道告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年7月9日、新篠津土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
由仁土地改良区	古山ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	ボン古山ダム	同
同	馬來内ダム	同
同	熊本ダム	同

北海道告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（東中央地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成27年7月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第533号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
中原	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設）	平成20.12.10
同	同（区画整理）	同 27. 1. 9
西原	同	同
達布中央	同	同 26.12. 8
同	同（農業用排水施設）	同 21.11.20
若葉	同	同 24. 2.10
同	同（区画整理）	同 25. 9.30
新湧	同	同 25.11.27
同	同（農業用排水施設、 ^{きよ} 暗渠排水）	同 22. 3.10
同	同（客土）	同 25. 5.30
穂栄林田	経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設）	同 26.12. 4
同	同（客土）	同 26. 5.14
同	同（暗渠排水）	同 24. 1.31
同	同（区画整理）	同 25. 5.24

北海道告示第534号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 積丹郡積丹町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第536号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成27年7月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1(1) 通知の内容 | 平成27年北海道告示第504号 |
| (2) 所在が不明な者 | 河内 襄 |
| (3) 掲示場所 | 倶知安町役場 |
| 2(1) 通知の内容 | 平成27年北海道告示第511号 |
| (2) 所在が不明な者 | 櫻庭 英夫 |
| (3) 掲示場所 | 浦河町役場 |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年7月24日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - ロータリ除雪車(1.5m/800t級) 3台
(ロータリ除雪車1台(130PS)と交換)
 - 除雪トラック(10t級6×6専用型) 1台
 - 凍結防止剤散布車(湿式2.5㎡) 1台
- 落札を決定した日

平成27年7月8日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏名 株式会社日本除雪機製作所

イ 住所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号

(2)ア 氏名 UDトラックス北海道株式会社

イ 住所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号

(3)ア 氏名 株式会社日本除雪機製作所

イ 住所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号

4 落札金額

(1) 60,480,000円

(2) 39,636,000円

(3) 19,008,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年5月22日付け北海道空知総合振興局告示第9号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道上川総合振興局告示第95号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年7月24日

北海道上川総合振興局長 紺谷 ゆみ子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 除雪トラック(10t級) 2台

(除雪トラック(7t級)1台と交換)

(2) 除雪ドーザ(13t級及び8t級) 2台

(除雪ドーザ(13t級汎用)1台と交換)

2 落札を決定した日

平成27年7月7日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏名 北海道いすゞ自動車株式会社

イ 住所 札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号

(2)ア 氏名 北海道運搬機株式会社

- イ 住 所 札幌市西区発寒16条13丁目7番11号
- 4 落札金額
- (1) 78,840,000円
- (2) 24,375,600円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示
平成27年5月26日付け北海道上川総合振興局告示第76号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第84号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約により契約の相手方を決定した。

平成27年7月24日

北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二

- 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
- ア ロータリ除雪車 (2.6m/3,400 t 級) 1台
- イ 除雪トラック (10 t 級) 2台
(除雪トラック (10 t 級) 1台と交換)
- (2) 落札を決定した日
平成27年7月9日
- (3) 落札者の氏名及び住所
- ア(ア) 氏 名 ナラサキ産業株式会社
- (イ) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
- イ(ア) 氏 名 東北海道日野自動車株式会社
- (イ) 住 所 帯広市西19条北1丁目7番6号
- (4) 落札金額
- ア 42,336,000円
- イ 77,868,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成27年5月26日付け北海道オホーツク総合振興局告示第69号

- 2(1) 随意契約による物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車 (湿式2.5㎡級) 1台
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成27年7月9日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
- (4) 随意契約による金額
22,680,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目